

別紙2 動産総合保険の補償範囲

項目	内容
補償される損害	火災、盗難、水災（台風・暴風雨・豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災含む。）、取扱不注意による破損、爆発、落雷、風・雷・雨・雹 ^{ひょう} 、物体の衝突、水漏れ、いたずら（賃借人及び使用人によるいたずらは免責）、ストライキ・騒擾 ^{じょう} 車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故等
免責となる損害	故意・重過失による破損、経年劣化等による損害、ねずみ食い・虫食い、地震、噴火、津波（地震・噴火による。）、戦争、テロ、核燃料物質による汚染